

群馬県公安委員会告示第59号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、群馬県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年7月1日から施行する。

平成18年12月27日

群馬県公安委員会委員長 末村重雄

路 線	区 間
1 一般国道17号	群馬県の全域
2 一般国道17号上武道路	群馬県の全域
3 一般国道18号	群馬県の全域
4 一般国道50号	群馬県の全域
5 一般国道122号	群馬県の全域
6 一般国道145号	全域
7 一般国道254号	群馬県の全域
8 一般国道354号	群馬県の全域
9 一般国道462号	群馬県の全域
10 県道伊勢崎深谷線	群馬県の全域
11 県道藤岡大胡線	全域
12 県道太田大間々線	全域
13 県道足利伊勢崎線	群馬県の全域
14 県道桐生田沼線	群馬県の全域
15 県道前橋館林線	全域
16 県道前橋安中富岡線	全域
17 県道高崎安中渋川線	全域
18 県道長久保郷原線	全域